

令和4年8月31日

令和5年度の財政投融资計画要求書

(機関名：株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構)

1. 令和5年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和5年度 要 求 額	令和4年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	540	250	290	116.0
うち 出 資	540	250	290	116.0
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	200	155	45	29.0
うち 国内債	200	155	45	29.0
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	740	405	335	82.7

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和5年度末 残高(見込)	令和4年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	1,429	889	540	60.7
うち 出 資	1,429	889	540	60.7
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	455	255	200	78.4
うち 国内債	455	255	200	78.4
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	1,884	1,144	740	64.7

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和5年度 要 求 額	令和4年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		740	405	335
(内訳)	支援事業体への出融資	740	405	335

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和5年度 要 求 額	令和4年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		740	405	335
(財源)	財政投融资	740	405	335
	財政融資	—	—	—
	産業投資	540	250	290
	政府保証	200	155	45
	自己資金等	—	—	—

財政投融资を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構)

<官民の役割分担・リスク分担>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

海外における通信・放送・郵便事業は、同事業分野が規制分野であるが故の政治リスク（突然の政策・制度の変更）やそれに伴う需要リスク（想定していた利用者確保できずに採算割れを招くおそれ）が存在するため、民間から資金が集まりにくく、民間事業者だけでは参入が困難な状況にある。

このため、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（以下「機構」という。）は、我が国の事業者に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対して資金供給その他の支援を行うことにより、我が国の事業者の海外展開を後押ししており、民間が負担しきれないリスクを一部負担することにより、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない分野において、民間金融からの資金供給を誘発（「呼び水」効果）する役割を担っている。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

機構が事業の支援を行うに当たっては、機構と協調して民間事業者から出資等の資金供給が行われることを要件とし、民間事業者のイニシアティブにより運営することとしており、官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行うこととしている。

<対象事業の重点化・効率化>

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構支援基準（平成 27 年総務省告示第 412 号）において、機構は、我が国の事業者に蓄積された知識、技術及び経験が活用され、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大に通じるものであって、機構による支援が有効であると見込まれるものを支援することとしており、対象事業の重点化・効率化を図っている。

また、民間事業者の事業活動を後押しする観点から、機構は民業補完に徹することとしており、リスクが高く民間事業者のみでは十分な実施が困難な事業に対し、他の公的機関を含む関係者間で適切なリスク共有を図りつつ資金供給を行うこととしている。

<財投計画の運用状況等の反映>

4. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

令和5年度の要求においては、令和5年度に投資を行う可能性があると見込まれる事業のうち、既に具体的な支援検討に着手している案件など、実施の確度の高い案件を中心に積算しており、これまでの支援実績積み上げによる民間事業者からの需要の増大を反映した結果、要求額は令和4年度の計画額より拡大している。

【参考】株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構支援基準（抄）

機構が対象事業支援の対象となる事業者及び当該対象事業支援の内容を決定するに当たって従うべき基準を次のとおり定めることとする。

- 1 支援の対象となる対象事業が満たすべき基準
 - (2) 民間事業者のイニシアティブによる運営
 - ① 機構と協調して、民間事業者から対象事業者に対して出資等の資金供給が行われること。
 - ② 民業補完性に配慮し、機構が我が国の事業者との間で対象事業者への最大出資者とならないこと。
ただし、機構が我が国の事業者との間で最大出資者となることが一時的であると認められる場合は、この限りでない。
- 2 対象事業支援全般について機構が従うべき事項
 - (1) 運営全般
 - ② 民間事業者の事業活動を後押しする視点を踏まえ、民業補完に徹すること。
 - ③ リスクが高く民間事業者のみでは十分な実施が困難な事業に対し、他の公的機関を含む関係者間で適切なリスク共有を図りつつ資金供給を行うこと。

(参考：過去3カ年の財政投融資の運用残額)

	元年度	2年度	3年度
運用残額	127億円	60億円	272億円
運用残率	36.2	14.2	95.3

<その他>

5. 上記以外の特記事項

該当なし。

(注)「運用残率」は、改定後現額(改定後計画+前年度繰越)に対する運用残額の割合(%)。

産 業 投 資 に つ い て

(機関名：株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構)

(事業名：海外において行われる通信・放送・郵便事業)

1. 産投事業の内容

(1) 具体的な事業内容

機構は、日本企業の海外展開を後押しするため、我が国の事業者に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対し、長期リスクマネーの供給、専門家の派遣等の支援を行うこととしている。

(2) 必要とする金額の考え方

機構が支援を行うことを検討している事業のうち、令和5年度中に支援を行う蓋然性が相当程度高いと認められるものについて、出融資に必要な金額を積算し、その金額を要求している。

(3) 見込まれる収益

機構が支援を行う事業については、長期的には収益が確保できると見込まれること、支援決定を行ってから一定の期間以内に機構が保有する対象事業者に係る株式等の譲渡その他の方法による資金回収が可能となる蓋然性が高いものであること等を要件としている。このため、機構は、デューディリジェンスを通じて事業ごとに収益性を詳細に分析し、IRR（内部収益率）や投資倍率を投資判断の指標とし、一定の収益を確保することを見込んで支援決定を行っている。

また、機構は、累積損失の早期解消に向けて、「新経済・財政再生計画改革工程表 2021」を踏まえた改善計画を策定・公表している。当該計画においては業務終了時までには116億円の収益をあげることを見込んでいる。

(4) 民間資金の動員の蓋然性

機構が事業の支援を行うに当たっては、機構と協調して民間事業者から出資等の資金供給が行われることを要件としており、我が国の事業会社、金融機関等が出融資を行う予定である。

2. リスク管理体制

機構が支援する事業については、民間での投資業務の経験を有する職員を中心に編成された担当チームが、デューディリジェンスを通じて事業の収益性やリスクを詳細に分析し、内部の投資規程に基づき慎重な検討を行った上で、社外取締役が過半数を占める海外通信・放送・郵便事業委員会において投資実行の意思決

定を行うこととしている。また、投資実行後においては、機構から投資先に役職員を派遣するとともに、内部のモニタリング規程に基づき、事業計画の進捗、財務情報等を定期的にモニタリングすることで、リスクを管理している。

なお、投資案件が特定の事業類型や地域に過度に偏ることがないように、機構の目的の範囲内における投資の中で適切な分散投資を行うとともに、必要に応じ、投資全体の運用方針を見直すこととしている。

政府保証について

(機関名：株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構)

1. 政府保証の考え方

(1) 政府保証国内債

令和5年度に機構が支援を行う可能性がある通信・放送・郵便事業に関し、機構が支援に必要な資金を金融市場から円滑に調達するため、政府保証国内債を要求する。

なお、機構における政府保証の活用は、以下の理由から、政府保証債に係る4種類の類型iv②に該当する。

【機構における政府保証の活用】

通信・放送・郵便事業は、一定の契約者数が確保されれば安定的に利益を生み出すという事業特性があり、中長期的には一定のリターンが期待できるが、比較的大きな初期投資を要し、事業期間も長期にわたることから、投資の回収までには相応の期間を見込む。機構は、このような課題に対応するため、海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対して資金供給その他の支援を長期的に行うこととされていることから、「長期資金の必要性」があると認められる。

また、海外における通信・放送・郵便事業には、同事業分野が規制分野であることによる政治リスク(突然の政策・制度の変更)やそれに伴う需要リスク(想定していた利用者を確保できずに採算割れを招くおそれ)が存在しており、民間から資金が集まりにくい等の課題がある。このため、「政府保証の付与がなければ、リスクプレミアムが加味されて資金調達コストが高くなり、政策目的の達成に多大な支障をきたす」おそれがあると認められる。

加えて、海外における通信・放送・郵便事業は、現地の政治情勢等の影響を受けて急遽進展し、突発的に資金需要が生じる場合がある。政府保証の付与により、このような場合においても機構自らが金融市場から機動的に資金を調達することが可能となることから、「財務レバレッジを拡大できる効果」があると認められる。

(2) 政府保証外債

該当なし。

(3) 政府保証外貨借入金

該当なし。

2. 必要とする金額の考え方

(1) 政府保証国内債

機構が今後支援を行うと見込まれる通信・放送・郵便事業のうち、令和5年度に投資を実行する可能性があるものと認められるものについて、必要な金額を計上している。

(2) 政府保証外債

該当なし。

(3) 政府保証外貨借入金

該当なし。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構)

「経済財政運営と改革の基本方針2022」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び「デジタル田園都市国家構想基本方針」に盛り込まれた事項に関する要求内容

【参考1】経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

第3章 内外の環境変化への対応

1. 国際環境の変化への対応

(5) 対外経済連携の促進

(国際連携の強化)

デジタル化、サプライチェーンの強靱化、質の高いインフラ、水循環、環境保全、女性等の分野でも取組を進める。上記の取組やスマートシティ等の案件形成支援、公的金融の機能強化を含め、「インフラシステム海外展開戦略2025」に基づく施策を着実に進める。

【参考2】新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

V. 経済社会の多極集中化

3. 企業の海外ビジネス投資の促進

コロナ後の世界経済において、日本の成長力強化及び経済安全保障の観点から、日本が技術的優位性を持つ分野での世界展開が重要である。事業運営・サービス等ソフト面を含め、日本企業は多くの分野で高い技術を有しているが、海外ビジネス特有のリスクやハードルを前に判断が保守的になる傾向があることから、政府として、中小企業による製品開発や販路開拓を含め、技術と意欲ある企業の海外ビジネス投資をサポートしていく。こうした取組は、国内親会社への配当を通じ資金の国内還流を増加させ、裾野の広い賃金引上げや研究開発投資増にもつながりうる。

具体的には、国内外において、関係省庁、政府機関、在外公館等を含め政府ワンチームで投資案件組成を初期段階からサポートする体制を整備する。情報提供や資金ファイナンス等を通じ、上流から下流までを支援するとともに、政府機関の共同出資機能の活用を促進する。また、脱炭素、デジタル等の分野で、より多くのビジネス機会につなげるため、日本がリードして国際機関、友好国政府、グローバル投資家等に働きかけ、協調案件の組成を目指す。

【参考3】インフラシステム海外展開戦略2025（令和4年6月追補版）

（令和4年6月3日経協インフラ戦略会議決定）（抄）

第2章 具体的施策の柱

1. ポストコロナを見据えたより良い回復の着実な実現

(3) デジタル変革による課題解決と中小企業・スタートアップ支援

(A) デジタル技術の特性を踏まえたソフトインフラ整備

① 新型コロナウイルスの感染拡大により、ヒトの往来が難しくなる中、生活に不可欠なサービスのデジタル技術を活用した提供が重要な社会インフラとして重要性を増しており、人材育成を含むソフトインフラの整備を推進する。具体的には、(*)ハードインフラ整備を伴わないICTサービス事業についても支援を可能とする海外通信・放送・郵便事業支援機構(JICT)支援基準の改正を受け、JICTにおいて積極的に案件を形成していく。

(B) 公的金融と民間投資の連携等を通じた中堅・中小、スタートアップ支援

③ (*)現地パートナーとのマッチング後に必要に応じて公的金融を通じた支援を行う。特に、

JBIC・国際協力機構（JICA）・NEXI 等と地域金融機関との連携等を通じた中堅・中小企業向けの支援を積極的に進める。また、JICT においては、本邦中小・スタートアップ・地方企業の事業機会獲得等のための伴走支援としての LP 出資を推進していく。

第3章 具体的施策集

1. ポストコロナを見据えたより良い回復の着実な実現

(1) 海外におけるサプライチェーン等リスクへの対応力強化

- ・ 「信頼性のある自由なデータ流通 (DFFT)」を支えるデータセンター・5G を起点とする産業基盤の展開、「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」も踏まえた光海底ケーブルをはじめとした質の高いインフラ展開を促進する。〈総務、JICT〉

(2) デジタル技術を活用したインフラシステム案件の組成推進

- ・ 固定通信網の整備が難しい地域を中心に、太陽光で浮遊し運行する通信プラットフォーム (HAPS) や衛星コンステレーションの実用化をにらみ、当該システムを活用した通信環境の構築や事業展開を図る。〈総務、JICT〉

(3) デジタル変革による課題解決と中小企業・スタートアップ支援

(A) デジタル技術の特性を踏まえたソフトインフラ整備

- ・ * 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法附則第4条に基づき、総務省において実施した同法の施行状況に関する検討の結果を踏まえた JICT の支援基準の改正により、ハードウェアの整備・運営を伴う ICT インフラ事業 (光海底ケーブル・データセンター・5G 関連等) に加えて、オンライン・プラットフォームの構築・運営など ICT サービスを提供する事業 (サイバーセキュリティ・Fintech・電子政府・ヘルスケア関連等) に対する支援やファンドへの LP 出資が可能となったことから、これらについても積極的に支援していく。また、合わせて組織体制の強化等も行い、一層の JICT 活用の機会拡大を図る。〈総務、JICT〉

(B) 公的金融と民間投資の連携等を通じた中堅・中小、スタートアップ支援

- ・ * ICT サービスを提供する事業に対する支援やファンドへの LP 出資などにより、スタートアップ企業や中堅・中小・地方企業等に対する海外展開支援を推進する。〈総務、JICT〉
- ・ 技術力及びアイデアを有するデジタル分野のスタートアップや地方企業、中小企業等の民間企業の海外展開支援を行い、海外展開におけるデジタル分野のプレーヤーの多様化を図る。〈総務、JICT〉

(4) 国際標準への対応と策定過程への積極関与

(A) 国際標準に対応した受注実績の拡大支援

- ・ デジタル化の基盤となる安心・安全な 5G ネットワーク・ソリューションの世界的な普及に貢献するため、工場領域や医療分野等をはじめ、Open RAN を活用したローカル 5G ネットワーク・ソリューションの海外展開に、官民一体となって取り組む。〈総務、JICT〉

3. 「自由で開かれたインド太平洋」を踏まえたパートナーシップの促進

- ・ ODA へ日本企業の参加を促していくため、広範な公的資金スキームの活用が重要。こうした観点からも、Core Japan の実施に向けた施策、適切なリスク管理策、民間資金の更なる動員に資する施策等公的資金スキームの不断の見直しを行う。〈関係省庁〉

- 「自由で開かれたインド太平洋」構想等の外交政策の下、競合国・関係国の能力や動向等を踏まえた対応を強化する観点から、戦略的重要性の高いインフラ案件等について、JBIC の出融資や JOIN、JICT による民間企業との共同出資など多様なファイナンスメニューを活用しつつ、広く国益の観点から戦略的かつ柔軟に取り組む。〈財務、国交、総務、JBIC、JOIN、JICT〉

(3) 政府発の構想の国際連携による具体案件化

- ・ 「インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話 (日米 IED)」等を活用したデジタル分野における日米協力の具体化を行う。〈外務、経産、財務、総務、JBIC、JICT〉

- インド太平洋地域における光海底ケーブル等の ICT インフラの展開にかかる日米協

力の検討

- ・ 2021 年 4 月 16 日の日米首脳会談の際に発出された「日米競争力・強靱性（コア）パートナーシップ」において合意された Open RAN 等の安全でオープンな 5G ネットワークの推進、5G 及び Beyond5G を含む安全なネットワーク及び先端的な ICT の研究、開発、実証、普及への投資等について、グローバル・デジタル連結性パートナーシップの推進を通じて、日米関係を軸に他のパートナーとの連携を促進する。〈総務、JICT〉

6. 質高インフラに向けた官民連携の推進

(3) 公的金融等による支援強化

- ・ * 海外の現地事情・対象事業領域の専門性・ネットワーク等を有するファンドとの連携を LP 投資により図りつつ、ICT サービス領域等における海外展開を目指すスタートアップ企業や、売り切り型の機器販売から海外事業への転換等を企図している地域経済を支える民間事業者等の国際市場への挑戦を後押しする。〈総務、JICT〉
- ・ 民間企業だけでは参画が難しい大規模 M&A、海外におけるデータセンター、5G、光海底ケーブル等のハードインフラの整備・運営に係る事業や ICT サービスを提供する事業等に対し、国内企業からの需要に応じて積極的なファイナンス支援を行う。〈総務、JICT〉

財政投融資の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構）

1. 政策的必要性

通信・放送・郵便事業については、経済成長が進む新興国や発展途上国を中心に世界各国で大きな成長が続いており、同事業に係るソフトインフラを含むインフラ需要の拡大が見込まれている。一方、我が国では、インフラシステムの輸出を成長戦略・国際展開戦略の柱の一つとして位置付け、日本の「強みのある技術・ノウハウ」を最大限に活かして、世界の膨大なインフラ需要を積極的に取り込むことにより、我が国の力強い経済成長につなげていくこととしている。

以上の背景から、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）では、対外経済連携の促進として「公的金融の機能強化を含め、「インフラシステム海外展開戦略2025」に基づく施策を着実に進める」とこととされている。また、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）では、「技術と意欲のある企業の海外ビジネス投資をサポートしていく」ための具体的な施策として、「政府機関の共同出資機能の活用を促進する」とされているところである。

海外における通信・放送・郵便事業は、同事業分野が規制分野であるが故の政治リスク（突然の政策・制度の変更）やそれに伴う需要リスク（想定していた利用者確保できずに採算割れを招くおそれ等）が存在するため、民間から資金が集まりにくく、民間だけでは参入が困難な状況にある。

このため、機構は、我が国の事業者に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対し資金供給その他の支援を行うことにより、民間金融から資金供給を誘発する（「呼び水」効果）とともに、相手国政府等との交渉力を強化し、我が国の事業者の海外展開を後押しすることとしている。

「総務省海外展開行動計画2025」（令和4年7月26日総務省公表）においても、「総務省及びJICTは、我が国企業が国際市場に積極的に進出してデジタル活用による世界的な経済成長を取り込んでいくため、民間のファンドや金融機関等では対応が難しいリスクマネー供給等へのニーズに応えるべく、政府政策と連動した民間企業への支援を進めていく」とこととされており、機構が積極的に役割を果たすことが期待されているところである。

このように、機構が支援の対象とする通信・放送・郵便事業は、我が国の成長戦略・国際展開戦略の観点から政策的期待が高い一方で、リスクが高く、民間だけでは十分に資金が供給されない事業分野であり、事業期間も長期にわたることから、機構が長期の資金供給を行う必要がある。

よって、財政投融資により資金調達を行うことが適切である。

2. 民業補完性

海外における通信・放送・郵便事業は、一般的なビジネスリスクに加えて、政治リスク等の特有なリスクが存在するため、民間から資金が集まりにくい等の課題がある。このため、機構が資金供給その他の支援を行い、株主として事業に参画することにより、適切なリスク分担の下、民間が負担しきれないリスクを分担し、民間

金融からの資金供給を誘発する「質的補完」を行う。

なお、機構が事業の支援を行うに当たっては、機構と協調して民間事業者から出資等の資金供給が行われることを要件とし、民間事業者のイニシアティブにより運営することとしており、機構は民業補完に徹することとしている。

3. 有効性

機構は、資金供給その他の支援を通じ、民間が負担しきれないリスクを分担することにより、我が国の事業者の海外展開を後押ししている。これにより、我が国の技術・知見を活かしたインフラや ICT サービス等の投資が拡大し、我が国の経済成長の実現に寄与することが期待される。

また、機構では、「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議・幹事会」において、長期収益性、民間資金の海外プロジェクトへの誘導効果、海外市場への参入促進等の観点から K P I（事後検証可能な指標）を設定しており、支援の実績を定量的に評価し、有効性を確認することとしている。

4. その他

機構は、社外取締役が過半数を占める海外通信・放送・郵便事業委員会において投資実行の意思決定を行うこととしており、客観性・中立性を確保した投資を行っている。

また、投資案件が特定の事業類型に過度に偏ることがないように、機構の目的の範囲内における投資の中で適切な分散投資を行うとともに、必要に応じ、投資全体の運用方針を見直すこととしている。

3 年度決算に対する評価

(機関名：株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構)

1. 決算についての総合的な評価

機構は、通信・放送・郵便の各分野において案件の発掘・組成を進め、令和3年度は計1件、約360百万円の支援決定及び投資を行い、支援を行うために必要な資金として政府から1,350百万円の出資を受けた。こうした事業活動に加えて、令和2年度以前より支援を行っている一部の案件について、減損・引当の処理を行ったことから、令和3年度は営業費用6,950百万円を計上し、当期純損失5,961百万円となった。なお、機構が支援対象とする事業は長期にわたって実施されるものであり、投資を行い株式売却等の収益が発生するまで相応の期間を要する。改革工程表2021を踏まえた改善計画においては、令和8年度に単年度黒字化、令和14年度に累積損失の解消を見込む。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

資産	計	73,455百万円
負債	計	12,965百万円
純資産	計	60,490百万円

(2) 費用・収益の状況

費用	売上原価	5,950百万円
	販売費及び一般管理費	1,000百万円
	営業外費用等	21百万円
	計	6,971百万円
収益	売上高	528百万円
	営業外収益	687百万円
	計	1,215百万円

※計数については単位未満四捨五入